

## —松尾ゴルフ俱楽部会員各種お手続きのご案内—

松尾ゴルフ俱楽部会員の皆様におかれましては、平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

本ページでは、退会手続き・記名登録者変更等、会員資格に関する各種お手続きについてご案内しております。

お手続きの内容ごとに必要書類や流れをまとめておりますので、該当する項目をご確認の上、お手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

### 【記名登録者変更について】

■登録者変更料：110,000円（一口）2026年3月23日必着分まで  
550,000円（一口）2026年4月1日より

#### 《記名登録者変更時の必要書類》

- ① 記名登録者変更届出書
- ② 会員資格保証金証書
- ③ 携帯会員証
- ④ 新しく登録者となる方のお名刺
- ⑤ 印鑑証明書（特別会員の場合は印鑑登録証明書）

※会員資格保証金証書または携帯会員証を紛失された場合は、

- ⑥ 紛失届兼念書をご提出ください。  
…以上の必要書類一式を、追跡番号の確認できる配送方法（書留やレターパック等）にて、当ゴルフ場までご郵送ください。

### 【退会について】

本会則第11条第2項に定める会員資格保証金を15年間据置とする規定は廃止とし、退会事由が発生した場合（会員からの申出を含む）、当ゴルフ場は、清算手続きを行った後、速やかに、会員資格保証金証書と引き換えに会員資格保証金を償還するものとします。

※原則、清算手続き完了後、3ヶ月以内に償還いたします。

#### 《退会届出時の必要書類》

- ① 退会届出書
- ② 会員資格保証金証書
- ③ 携帯会員証
- ④ 印鑑証明書（特別会員の場合は印鑑登録証明書）

⑤ 履歴事項証明書（特別会員の場合は不要）

※会員資格保証金証書または携帯会員証を紛失された場合は、

⑥ 紛失届兼念書をご提出ください。

・・・以上の必要書類一式を、追跡番号の確認できる配送方法（書留やレターパック等）にて、当ゴルフ場までご郵送ください。

なお、会員権の譲渡につきましては平成 18 年 3 月吉日付 MT ゴルフ開発株式会社からの「松尾ゴルフ俱楽部の今後の運営に関して」にてご案内の通り、以下とさせていただきます。

#### 【会員権の譲渡】

本会則第 10 条に定める会員権の譲渡は、会員権販売の整理がつくまで、引き続き停止とさせていただきます。

以上